

平成19年11月19日

滝沢村長 柳 村 典 秀 殿

滝沢村補助金等審議会  
会長 齋 藤 俊 明

平成19年度実施補助金公募制度の審査について（中間答申）

本審議会は、平成19年6月26日付けで滝沢村長から諮問がありました「平成19年度実施補助金公募制度の審査について」のうち、個別申請補助金に関し、審査を行いましたので、別紙のとおり答申いたします。

## 平成19年度実施補助金公募制度の審査について

はじめに

本審議会は、平成19年6月26日付けで滝沢村長から諮問があった「平成19年度実施補助金公募制度の審査について」のうち、個別の申請書に基づいて行った審査結果を中間答申として答申するものである。

審査については、個別に申請された事業の申請書に基づき、あらかじめ本審議会委員が個別に審査を行った後、本審議会において合議を平成19年9月28日に実施し、審査したものである。

今回の中間答申においては、個別申請補助金として申請された事業について全体としての総括的な講評を行い、次に個別の申請事業についての審査結果を答申するものである。続いて、平成18年度実施の滝沢村公募補助金制度（以下「公募制度」という。）の際、問題点として挙げられていた政策報告補助金用の審査シート（以下「政策報告用審査シート」という。）の改善について、及び公募制度によらず予算措置される補助金の取扱いについて、本審議会の意見を付し、中間答申とするものである。

### 1 個別申請補助金について（総括）

平成17年度に実施された公募制度の試行、並びに平成18年度に本格導入された公募制度の実施結果等を踏まえ、引き続き実施された平成19年度の公募制度は、平成19年8月31日に個別申請補助金についての申請が締め切られ、全4件の申請があった。その申請内容についての審査が本審議会に委ねられたものである。

審査を行った際に見受けられた事項で、今後改善を要する事項は以下のとおりである。

#### (1) 村補助金額と繰越金額との関係

滝沢村補助金交付基準においては、「補助事業者の決算における繰越金の額は、村からの補助金の額を超えてはならない。」と規定されているが、申請書類である収支予算書上の村補助金額を添付書類である決算書上の繰越金額が上回っており、その団体の収支状況が不明確である事業が一部見受けられた。

これは公募申請を行う上で、収支予算書上の予算額には申請する補助事業に要する経費に限定して記載することとなっているのに対し、申請団体の決算書上の予算額にはその団体全体の収支状況が記載されていることに起因するものである。

特に補助金の必要性、申請団体の収支状況については、明確な記載が求められるものであり、収支予算書及び決算書の作成にあたっては、あらかじめ補助対象経費、補助対象外経費の考え方を明確に区分しておく必要がある。又、添付書類である決算書の提出にあたっては、申請団体の収支区分及び収支状況の明確化、更には透明化を図るため、従来どおり団体全体の収支状況が記載された決算書の作成のほか、可能な限り補助対象経費に限定した収支状況が記載された決算書の作成が新たに求められるものであり、そ

の記載方法等について村の申請者に対する指導又は助言が必要であると認められる。

## (2) 村総合計画と申請事業の関係

申請書類である事業計画書上の村総合計画との関係を記載するにあたって、申請する事業が村総合計画のどの重点政策や施策又は基本政策や施策に合致しているのか、未だ不明確である事業が一部見受けられたことから、申請団体はもとより、その申請団体を指導又は助言する立場である村側としても、村総合計画と申請事業の関係について共通認識や理解を図りつつ、申請書類の正確な記載に努めていく必要がある。

## 2 個別申請補助金の審査結果について

個別申請補助金の審査方法としては、平成 18 年度実施の公募制度の審査の際に用いた個別申請補助金用の審査シートをもとに、本審議会委員が個別に評価を行った後、本審議会において合議し、調整を図ったものである。申請事業の評価点数については、委員評価の平均である。

本審議会では、申請事業と評価点数との関係について、平成 18 年 12 月 20 日付けの中間答申において、50 点以上の申請事業については補助事業としての公益性又は効果等が認められる事業であるとし、50 点未満の申請事業については時代の経過や社会情勢等の変化により補助事業としての公益性又は効果等の再検証、更には事業内容の見直し又は精査が必要な事業であると結論付けており、平成 19 年度以降もその考え方を踏襲するものである。

各個別申請補助金の審査内容については、別紙 1 の一覧による。

## 3 政策報告用審査シートの改善について

政策報告補助金は、国や県の補助制度を用いながら行うものであり、かつ、村が政策として主導的に制度を創設し、進められた補助制度であることから、本来、公益性が求められる事業である。

しかしながら、補助事業の目的や内容、補助事業者たる要件、補助事業の効果、村総合計画との関連性等を勘案し、公益と判断する見方と、補助事業者の直接的な利益はあくまでも私益的公益に限定されると判断する見方の 2 パターンに考え方が分かれる場合がある。

特に政策報告補助金の審査を行う上で、最も重要な判断かつ慎重な評価が必要となってくるのが審査項目 A の「公益性の判断」であり、従来の政策報告用審査シートにおいて「公益」と評価した場合と「共益的公益」を評価した場合とでは 15 点もの差が生じ、その差が最終的な合計点にも大きな影響を与え、適正な評価がなされないという難点が生じていたものである。

以上の問題点を踏まえ、今後の適正な評価に資することを目的に、審査項目 A の配点を以下のとおり区分し直すこととする。今回の審査シートの改善により、公益性を判断する際の裁量範囲が広げられ、かつ、審査項目 A における評価の差が最終的な合計点における評価の差へと与える影響の緩和が図られるものである。

A	審査内容	No	審査項目	評価	評価	
	補助金交付基準に基づく公益性の判断	1	公益	30	30	20
		2	共益的公益	15	15	10
		3	私益的公益	5	5	
		4	公益性が希薄なもの	0	0	

改善を図った政策報告用審査シートについては、別紙 2 による。

#### 4 公募制度によらず予算措置される補助金の取扱いについて

村が支出する全ての補助金は、個別申請補助金又は政策報告補助金の区分にかかわらず公募制度に公募申請又は報告することを原則としている。又、村の平成 19 年度当初予算に計上された全ての補助金は、前年度に公募申請又は報告を行い、本審議会での審査を経た後、村長の採択結果等に基づき予算措置されたものである。

しかしながら、国や県の補助制度を用いる時期の相違や突発的な事案等の発生により、前年度に公募報告を行うことなく村の政策判断に基づき予算措置される補助金が年度途中で発生している状況にあり、そこに本審議会における審査、意見等は一切反映されていないのが現状である。

たとえ、公募制度によらず予算措置される補助金であっても、補助金の公平性及び透明性の確保の観点からも、公募制度の例外として取扱うことは好ましくなく、今後も公募制度の原則等に基づき以下のとおり取扱いしていくものとし、それ以後の取扱いについても同様の取扱いとするものである。

##### (1) 公募制度への報告義務

公募制度においては、事業の実施予定年度の前年度にあらかじめ公募報告を行うことを原則としているが、村で毎年定める公募報告の報告期間内に報告することが出来ず村の政策判断に基づき補正予算措置される補助金については、審査期間中の事案発生である場合には補正予算措置の都度、本審議会において個別に追加審議を行うものとし、審査期間以後の事案発生である場合には、次年度の公募制度の際に公募報告を行うことを原則とする。

##### (2) 平成 18 年度実施の公募制度との関係

前年度に公募報告を行い、本審議会での審査を経た後、村の予算編成に基づき平成 19 年度当初予算に計上された補助金については、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間、事業の実施が認められた補助制度となっており、平成 22 年度以降も継続して事業の実施が見込まれる場合においてのみ、平成 21 年度中に改めて再度公募報告を行う必要があるが、前年度に公募報告を行うことなく平成 19 年度補正予算において予算措置される補助金については、その事案発生の時期に応じて平成 19 年度又は平成 20 年度実施の公募制度に公募報告を行うことを原則とし、事業の採択期間及び再度公募報告を行う時期については、平成 18 年度実施の公募制度に公募報告を行った補助金と同様の取扱いとする。